

科学研究費助成事業に係る当面必要な手続き等に関するFAQ

※こちらのFAQは、今後の問い合わせの状況を踏まえて、適宜内容を見直し更新いたします。

※令和2年7月30日の追加・更新箇所：【Q4-10】

1. 交付申請関係

【Q1-1】 応募時に予定していた研究分担者への分担金の額を、交付申請時に変更することは可能でしょうか？

【A1-1】 応募時に予定していた研究分担者への分担金の額を、内定時の交付予定額に応じて交付申請時に変更することは可能です。また、交付決定後において、分担金の配分額を変更することは研究代表者の判断で可能です。

【Q1-2】 研究成果公開促進費（研究成果公開発表）において、新型コロナウイルスの関係で交付申請書の提出期限までにシンポジウム等の開催の目途がたたないがどうしたらよいでしょうか？

【A1-2】 研究成果公開促進費（研究成果公開発表）において、シンポジウム等の準備や開催日の検討が困難となった場合には、交付申請を留保できることとしています。手続き等については、こちらをご参照ください。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_200409_1/index.html

【Q1-3】 現在、基盤研究（A）の継続の研究課題を実施中であり、令和2（2020）年度公募において「研究計画最終年度前年度の応募」として基盤研究（S）に応募しています。基盤研究（S）の採否が明らかになるまでの間、基盤研究（A）の研究費は使用して良いのでしょうか。

【A1-3】 この場合、基盤研究（A）は継続の研究課題であるため、4月1日から使用することができます。

なお、基盤研究（S）が採択された場合は、その基となった基盤研究（A）の令和2年度の研究計画を含め、新規の基盤研究（S）で本年4月1日以降の補助事業として実施することになります。

2. 研究計画の変更関係

【Q2-1】 今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当初の研究計画にはなかった新型コロナウイルスに関する研究を実施したいと考えているが可能でしょうか？

【A2-1】 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、日本学術振興会への申請などを行うことなく、既に実施中の研究計画を一部変更することも想定しています。従って、当初の計画では新型コロナウイルスを研究の対象として想定していなかったとしても、研究者自身の判断に基づき研究対象として取り扱うことは可能です。

【Q2-2】 旅費の支給の対象について制限はありますか？新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、科研費での出張がキャンセルになった場合、キャンセル料は支出できるのでしょうか。

【A2-2】 科研費については、当該研究課題の研究遂行に直接必要なものであれば支給の対象について制限はありません。例えば、以下のようなものへの支出も可能ですが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する判断や使途に関する説明責任を負うことになります。

- ・ 大学院生が行う出張
- ・ 海外出張等に係る見積書の作成経費
- ・ 出張が中止となった場合のキャンセル料
- ・ 海外出張の際の支度料

【Q2-3】 「国際共同研究強化（B）」において、海外の研究機関等での研究が新型コロナウイルス感染拡大の影響で今年度中に実施できなかった場合、どのような手続きが必要ですか？

【A2-3】 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、本会へ事前の申請などを行うことなく、進捗状況に応じて研究計画を変更することができます。

このうち「国際共同研究強化（B）」は基金による助成事業であり、補助事業期間を複数年度で設定していることから、期間中であれば特に年度を問わず研究計画を変更することが可能です。

ただし、海外の研究機関等に直接出向いて実施する研究活動が中核をなす研究計画を対象としていますので、次年度以降の補助事業期間中には海外の研究機関等において研究を実施する必要があります。

【Q2-4】 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」に伴い、所属研究機関から全職員に対し原則として出勤を停止することが命じられました。この取扱いを受け、既に科研費で雇用され研究支援業務に従事していた者の勤務が困難となってしまいました。この場合、業務に従事できない部分の給与を科研費から支払うことは可能ですか？

【A2-4】 科研費は、研究者の自由な発想に基づく研究（学術研究）を支援する研究費であり、補助事業である研究課題の遂行に必要な経費については、幅広く使用することができる取扱いとしています。

このため、補助事業である研究課題の遂行に必要であれば、研究代表者及び研究分担者の支援業務に従事する者の雇用経費を科研費から支出することが可能です。一方、当該研究協力者の雇用契約は各研究機関が行う必要があり、被雇用者となる者の給与や休暇の取扱い等労務管理に必要な事項は、各研究機関のルールに従って取り扱われることとなります。

今回お問い合わせのあった、既に科研費で雇用が開始されていた者が、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大により所属研究機関から出勤を停止することが命じられた場合、業務に従事していない日時の給与も支給することが研究機関のルール及び雇用契約上、予め定められていれば、雇用経費として科研費から支出することは可能（減額して支給することがルールであればそれに従い対応することが可能）です。

ただし、研究機関が出勤を停止するよう命じている状況であるにもかかわらず新たに雇用を開始するなど、休業中の賃金支払いを前提とした雇用が行われるようなことはあってはなりません。支出に当たっては、雇用者である研究機関と、ルールや契約内容等を十分確認するとともに、当該支出の研究遂行上の必要性について、補助事業者として説明責任を果たせるようにしてください。

【Q2-5】 （補助金事業について）現在の新型コロナウイルスの世界的感染拡大の状況等から、交付申請書作成時点で記載した研究実施内容の一部について、今年度内の実施が困難となる可能性があるため、現時点（交付申請書の作成段階）で一部を次年度に繰り越す前提で今年度の研究計画を作成しておくことが合理的だと思いますが、可能ですでしょうか。

【A2-5】 基盤研究（B）など科学研究費補助金の事業で今般交付内定を通知しているのは、あくまで「令和2年度」分の事業です。そして「令和2年度」分の事業に対する補助金は、令和2年度分として国から措置された予算を原資として交付するものです。

このため、現時点（交付申請書の作成段階）で「次年度に繰り越す前提で計画されている内容」であるとするれば、その内容は「令和2年度」分事業として交付申請することはできません。交付申請に当たっては、あくまで、令和2年度に実施する予定の内容で構成いただく

ことが必要であり、例えば、令和2年度中には実施するつもりがない、あるいは、実施することが明らかに困難だと判断されるような内容は、交付申請書に含めてはなりません。

また、令和2年度予算を原資とした補助金の事業は、当初から次年度に繰り越す前提で計画、開始することはできませんので、交付申請書の作成に当たりご注意ください。

なお、令和2年度に実施する研究計画として、交付決定された事業について、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由により年度内に完了することが困難となった場合は、繰越申請手続きの対象になると考えられます。また、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、交付決定後に研究者自身の判断に基づき計画を変更することも可能です。

【Q2-6】 研究成果公開発表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス）において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、プログラムをオンライン配信で実施しても良いでしょうか。

【A2-6】 ひらめき☆ときめきサイエンス（以下「本プログラム」という。）は、公募要領にある以下の趣旨・目的のために行うものです。

- ・我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育むこと
- ・科学研究費助成事業による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信すること
- ・上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興を図ること

以上の趣旨・目的を踏まえ、座学（講義等）に偏りすぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、受講生が自ら体験し考察できるプログラムとして、応募・審査・採択されています。

また本プログラムでは、実験、フィールドワーク等において、大学の構内や研究室、研究の対象となるフィールドなど研究の雰囲気味わえる工夫をすること、発表・討論等やその他の時間において、できる限り若手研究者や学生、受講生同士が交流できる場を設けることとしています。更に、受講生への安全配慮を最優先事項として公募要領にも記載し、実施代表者及び実施機関の責任でプログラムを実施いただくようお願いしています。

以上のことを踏まえ、公募要領で掲げられている趣旨・目的及び交付申請書に記載のプログラムの目的の範囲内であれば、実施中の計画を一部変更することは可能です。特に本プログラムにおいては、実施代表者及び実施機関による安全配慮を強く求めているため、計画の変更については、十分な検討と慎重な判断をお願いします。

【Q2-7】 今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、実質的な研究活動ができておりませんが、研究設備や試料等を維持するために現在借りているラボ等を継続して賃借する必要があります。その間の借料を科研費から支出できるのでしょうか。

【A2-7】 科研費の研究を実施するために借りているラボ等について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い実質的な研究活動ができていない場合であっても、研究活動を継続するためにラボ等を維持する必要がある場合には、その間の借料を科研費から支出することは可能です。

支出に当たっては、各研究機関におけるルールや契約内容等を十分に確認するとともに、当該支出の研究遂行上の必要性について、補助事業者として説明責任を果たせるようにしてください。

3. 実績報告関係

【Q3-1】 交付申請書の提出期限が延長されましたが、実績報告書や成果報告書の提出期限は延長されないのでしょうか。

【A3-1】 科研費事業において提出が必要とされている実績報告書及び実施状況報告書のうち、補助条件及び交付条件において提出期限を令和2（2020）年5月31日としているものについては、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」等に伴い各種資料の提出に向けた手続きが困難な状況等を考慮し、提出期限を令和2（2020）年6月30日に延期します。

同様に、科研費事業において提出が必要とされている研究成果報告書（以下「報告書」という。）のうち、補助条件及び交付条件において提出期限を令和2（2020）年6月30日としているものについては、新型コロナウイルス感染症の影響により報告書の作成等が困難な状況などを考慮し、提出期限を令和2（2020）年7月15日に延期します。

詳細については以下のホームページを参照してください。

○新型コロナウイルス感染症に関連する対応について

https://www.jsps.go.jp/oshirase_2020-1.html

【Q3-2】 研究成果報告書の作成方法について、「主な発表論文等」の項目は、昨年度までは word 様式でしたが、今年度から web 入力に変更となり、過去の実績報告書・実施状況報告書に記載された「主な発表論文等」が初期表示される仕様に変更されました。初期表示される「主な発表論文等」は、現在研究者が作成中の令和元(2019)年度分の実績報告書に記載した内容も含まれるのでしょうか。

【A3-2】 研究成果（雑誌論文、学会発表、図書、産業財産権）は、研究成果報告書の作成画面で「情報更新」ボタンを押すと、作成した実施状況報告書・実績報告書に記載されていた情報が表示されます。その際、令和元(2019)年度分の実績報告書に入力されている情報も表示されます。

【Q3-3】 基盤研究等の実績報告書のうち、「8. 主要な物品明細書」について、科研費にて50万円以上の物品を購入し、不足分を他の経費で充当して購入している場合、どのように記載すれば良いでしょうか。また、品名は物品名（合算）とすれば良いでしょうか。

【A3-3】 合算使用の場合は、主要な物品明細書の入力画面で「合算」にチェックを入れると、自動的に「物品名（合算）」と記載されますので、品名は実態に応じて記載してください。また、「金額」欄には購入した物品等の価格を入力し、「合算使用の負担額」欄の「合算」にチェックを入れ、同欄に当該補助事業で負担した額を入力してください。他の科研費や、文科省等が所管する競争的資金制度で合算による共用設備の購入が可能な事業の研究費を合算使用して共用設備を購入した場合も同様に入力した上で、「共用設備」にもチェックを入れてください。

4. その他

※「審査委員候補者データベース」に関する手続についてのFAQはこちら

<https://www.shinsaiin.jsps.go.jp/question.html>

【Q4-1】「直接経費」は、具体的にはどのような経費に使用することができるのでしょうか？

【A4-1】 補助事業である研究課題の遂行に必要な物品の購入、出張のための経費、実験補助等に必要の人件費など、幅広く使用することができます。また、研究成果の取りまとめ、研究成果の発表、研究成果の広報活動など、成果を普及、発信するための費用としても使用することができます。

【Q4-2】 繰越申請が承認された課題と今年度に新規採択された課題には、重複受給制限がかかるのでしょうか？

【A4-2】 繰越課題は重複受給制限の対象とはなりません。

【Q4-3】 審査委員候補者データベースの確認・更新期限については6月12日まで延長する旨のお知らせがありましたが、これとあわせて「退職・転出等に伴う転送対象者一覧」

の提出期限も延長されるのでしょうか。

【A4-3】 「退職・転出等に伴う転送対象者一覧」についても、審査委員候補者データベースの確認・更新期限と同様、提出期限を6月12日（金）まで延長いたします。

なお、研究者が6月12日（金）までに審査委員候補者データベースの登録情報を確認・更新が行えるよう、お手元の郵便物（ID・パスワード通知書）については、各研究機関の状況に応じ可能な範囲で、以下の「転送・返送（※）」にご協力くださるようお願いいたします。

※6月5日（金）（データベースの確認・更新期限の1週間前）の到着をめど。

- ・研究者の異動先研究機関や、退職後の自宅住所への転送が可能な場合
→ 転送先へ郵便物を「ご転送」ください。
- ・異動先研究機関や自宅等への転送ができない場合は
→ 下記の担当まで「ご返送」ください。

【担当】

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課 審査委員総括係

【Q4-4】 審査委員候補者データベースの基本情報—所属機関名の情報について、今年度転入した者を e-Rad で転入処理を行いましたが、所属機関名が前所属機関名から変更されません。他機関からの転入者に対して e-Rad による転入処理以外の手続きが必要なのでしょうか。

【A4-4】 e-Rad による転入処理以外の手続きは必要ありません。
審査委員候補者データベースに表示している氏名、所属機関名、所属部局等名、職名などの基本情報は、e-Rad の登録情報を反映しておりますが、機関担当者が e-Rad 上で行った登録情報の変更が即時に反映されるものではありません。これら基本情報の反映は本会における審査委員の選考時期に応じて年に複数回行っており、機関担当者が e-Rad 上で変更手続きを行った時期によっては時間を要する場合がありますので、情報が反映されるまでしばらくお待ちください。

【Q4-5】 繰越申請の内諾後、繰越分の返納も完了していますが、その後の手続きについてはいつ頃通知が来るのでしょうか。

【A4-5】 令和2年5月29日付けで、各研究機関に繰越承認通知を発出しております。実績報告書の提出等の手続きについては、繰越承認通知と合わせてご案内しています。詳細

については以下をご参照ください。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_200529/index.html

【Q4-6】 新型コロナウイルスにより研究課題の継続が困難となったことをもって、補助事業を廃止することはできるのでしょうか。また、キャンセル料等の確定には3~5か月程かかる見込みですが、補助事業廃止承認申請書の作成は金額確定後で良いのでしょうか。

【A4-6】 科研費では、交付申請書に記載の研究目的の範囲内であれば、本会への申請などを行うことなく、既実施中の研究計画を一部変更することも想定しています。そのため、研究計画を柔軟に変更することも可能ですが、やむを得ず廃止する場合の理由は、実態に応じたものとしてください。また、補助事業廃止承認申請書は、金額が確定した後にご提出ください。

【Q4-7】 昨年度の補助金未使用額について、「調整金」を利用した次年度使用の申請をしたいと思います。昨年度は、4月下旬に通知がありましたが、今年度はいつごろ通知があるのでしょうか。

【A4-7】 今般の交付決定の日程の見直しを受けて対応が遅れていましたが、令和2年6月12日付けで、各研究機関に「調整金」を利用した次年度使用の通知を発出しております。詳細については以下をご参照ください。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_200612/index.html

【Q4-8】 審査委員候補者データベースのデータの確認・更新期限について、6月12日（金）から再度の延長はあるのでしょうか？また、この度の「新型コロナウイルス感染症」対応の関係等で「ID・パスワード通知書」を期限までに配付できない研究者がいる場合、どのように対応したらよいのでしょうか。

【A4-8】 現時点では、データの確認・更新期限の再延長は検討していませんが、各研究機関の状況に応じ、可能な範囲で「ID・パスワード通知書」を配付いただきたいと思います。

なお、当該データベースは年間を通して確認・更新が可能です。期限以降も研究者への当該通知書の配付と、登録内容の確認・更新への御協力をお願いいたします。

【Q4-9】 令和3年度科研費の審査委員選考は審査委員候補者データベースに登録されている情報を活用するとのことですが、この度、登録データの確認・更新期限が当初の令和2年4月24日（金）から6月12日（金）に延長されています。審査委員の選考はいつ時点の情報が使用されているのでしょうか？

【A4-9】 審査委員の選考は年に複数回行っており、各選考時には、審査委員候補者データベースに登録されている最新の情報を用いています。

(7/30 追加)

【Q4-10】 令和2年度補正予算に基づく「サービス産業消費喚起事業給付金」(いわゆる「G o T o キャンペーン事業」)のうち「G o T o トラベル事業」(以下「本事業」という。)を科研費の研究計画遂行上必要な出張に利用することについて、どのように考えればいいでしょうか。

【A4-10】 独立行政法人日本学術振興会では、本事業の利用について、以下の文部科学省からの通知にあるとおり、その趣旨に則り適切に対応するよう求められています。

科学研究費助成事業は国民から徴収された税金等を財源として運営していることから、以下の通知の趣旨を踏まえ対応することが望ましいと考えます。

については、科研費の研究計画遂行上必要な出張に本事業を利用することは控えてください。

【参考：文部科学省から日本学術振興会に通知された内容】

公費出張における「G o T o トラベル事業」の利用の自粛について（通知）

略

○ 公費出張は、国民から徴収された税金等を元に、必要な公務を遂行するために行う旅行であり、仮に公費出張で本事業を利用することとした場合には、一般の旅行者に給付されるべき割引原資を減少させることになること等から、公費出張での本事業の利用は想定していません。

○ 従って、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)等により旅費等の支給を受ける旅行においては、本事業の利用を控えるよう、貴職管下の関係職員に周知願います(本事業を利用すれば、その者の氏名、購入した旅行商品、宿泊した施設等は記録されます。)

○ また、貴職所管の独立行政法人等におかれても、上述の趣旨に則り適切に対応するよう周知願います。

5. 公募関係

【Q5-1】 令和2(2020)年度の「研究活動スタート支援」の応募書類提出期限は5月29

日に延長されました。「国際共同研究強化（B）」の応募書類提出期限も同日となっておりますが、変更（再変更）する可能性はありますか。

【A5-1】 「国際共同研究強化（B）」の提出期限については、新型コロナウイルス感染症の影響により応募書類の作成等が困難な状況などを考慮し、6月15日（月）まで延長しました。詳細については以下をご参照ください。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_200518/data/R2kokusaib_tsuchi.pdf